

# 意見聴取等の進め方

本明川ダム建設事業

平成25年 6月 5日

国土交通省 九州地方整備局

## 意見聴取等の進め方

### 1. 意見聴取の実施について（案）

#### (1) 意見聴取対象

本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている検討結果の報告書（素案）を作成し、関係者の意見を聴く予定。

#### (2) 意見を聴く者と意見聴取方法

##### ① 学識経験を有する者

河川法第16条の2に準じて、河川に関し学識経験を有する者から意見を聴く予定。（別添－1）

##### ② 関係住民

河川法第16条の2に準じて、長崎県諫早市にて「住民の意見を聴く場」を開催し、意見を聴く予定。（別添－2）

##### ③ 関係地方公共団体の長

河川法第16条の2に準じて、本明川ダム建設事業に関係する長崎県知事の意見※1を聴く予定。※2

※1 「関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。」（河川法施行令第10条の4）

※2 関係地方公共団体の長への意見聴取は、①及び②の状況について追記した上で意見を聴く予定。

(案)

「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する  
学識経験を有する者の意見聴取の場の開催について（概要）

## 1. 概 要

河川法第16条の2に準じて、河川に関し学識経験を有する者から意見を聴く予定です。

## 2. 意見聴取対象

「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

## 3. 開催日時

平成25年●月●日（●） ●●時●●分～

## 4. 開催場所

長崎県諫早市内

## 5. 公開等

- ・会議は公開。
- ・カメラ撮りは冒頭部分のみ可。
- ・報道機関の方以外も希望される方は傍聴可。

## 6. 学識経験を有する者（案）

(五十音順敬称略)

氏 名	主分野	所 属 等
鴨川 誠	鳥類生態	(元)名城大学 特任教授
高橋 和雄	防 災	長崎大学 名誉教授
野口 正人	河 川	長崎大学 名誉教授
森 泰一郎	経 済	長崎ウエスレヤン大学 学長

(案)  
「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」  
に対する関係住民の意見聴取について（概要）

### 1. 概要

今後の検討の参考とするため、以下により関係住民の皆様からの意見を聴く場（以下「意見を聴く場」という。）を開催し、意見聴取を行う予定です。

なお、意見を聞く場の開催に加えて、当日都合により発表できない方にも意見を発表して頂く機会として紙面による意見を提出していただくことも併せて行います。

### 2. 意見聴取対象

「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）

※上記資料の入手方法については、後日、お知らせします。

### 3. 意見聴取対象者

長崎県に在住の方を対象とします。なお、紙面による意見については、長崎県外在住の方からも受け付けます。

### 4. 意見を聞く場への応募方法（意見の発表をご希望の方）

#### (1) 応募方法

報告書（素案）に対して、意見の発表を希望される方は、ご意見、ご希望の日時を「応募用紙」に記載の上、提出してください。

#### (2) 「応募用紙」の入手方法

##### ① インターネットによる入手

国土交通省九州地方整備局ホームページ

##### ② 紙媒体による入手

報告書（素案）の閲覧場所において応募用紙を配布。

#### (3) 「応募用紙」の提出先及び提出期限

応募用紙に必要事項を記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省九州地方整備局 河川部河川計画課

提出方法：①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函のいずれか

提出期限：平成25年●月●日（●）●時必着。

※④回収箱への投函の場合、資料の閲覧場所に設置している回収箱への投函

※資料の閲覧場所については、後日、お知らせする予定。

#### (4) 意見を聴く場の開催日時、開催場所

開催日時：平成25年●月●日（●）●時（2日間を予定）

開催場所：長崎県諫早市内

#### (5) 留意事項

・意見の発表を希望される方は、何れかの方法で申し込み

①事前申込：『応募用紙』を郵送・FAX・電子メール・回収箱への投函の何れかの方法でご提出

②会場で申込：「開催場所」の会場受付で、意見の発表の希望を係のものに申し出

・ご意見の発表の順番は、事前申込を頂いた方を優先

・意見の発表は、お一人につき1回5分を目安（応募者数により変更の可能性あり）

・意見の発表は公開

・代理人による意見の発表は不可

## 5. 紙面による意見提出方法（紙面による意見提出をご希望の方）

### (1) 意見提出方法

報告書（素案）に対して、紙面により意見の提出を希望される方は、意見等を「意見提出様式」に記載の上、提出してください。

### (2) 「意見提出様式」の入手方法

#### ①インターネットによる入手

国土交通省九州地方整備局ホームページ

#### ②紙媒体による入手

報告書（素案）の閲覧場所において配布

### (3) 「意見提出用紙」の提出先及び提出期限

意見提出用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省九州地方整備局河川部河川計画課

提出方法：①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函のいずれか

提出期限：平成25年●月●日（●）18時必着。

※④回収箱への投函の場合、資料の閲覧場所に設置している回収箱への投函

※資料の閲覧場所については、後日、お知らせする予定。

### (4) 留意事項

- ・提出された意見は公開